

営業時間短縮の協力要請（第5期）に伴う感染症拡大防止協力金の支給について （4月5日（月）午後8時から5月6日（木）午前5時までの要請分）

1 概要

仙台市全域を対象区域として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年4月5日（月）午後8時から5月6日（木）午前5時までの間、午前5時から午後8時までの営業時間短縮の協力要請に全面的にご協力いただいた場合に、「感染症拡大防止協力金（第5期）」を支給するもの。

2 対象となる施設

仙台市内で食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店（カラオケ店、バー等を含む）

3 対象となる要件

- ① 令和3年4月4日（日）以前から開業しており、令和3年4月5日（月）午後8時から5月6日（木）午前5時の期間中に、午前5時から午後8時までの時間短縮営業に全面的にご協力いただくこと
 - ※ 酒類の提供は、午前11時から午後7時までの間に限る
 - ※ 従前より、午前5時から午後8時までの時間の範囲で営業している店舗は要請の対象外
- ② 宮城県の「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等といった感染防止策を実施していること

4 支給額

- ① 中小企業者(以下の【A】又は【B】のいずれかの方法を選択可能)
 - 【A】売上高による方法
 - ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が10万円以内の場合
4万円/日×31日 計124万円
 - ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が10万円～25万円の場合
(1日当たりの売上高の4割)×31日 計124万円～310万円
 - ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が25万円以上の場合
10万円/日×31日 計310万円
 - 【B】売上高減少額による方法（売上高減少額が大きい中小企業者の方）
(前年度又は前々年度と今年度を比較した1日当たり売上高の減少額)×4割×31日
(上限：1日当たり20万円、計：最大620万円)
- ② 大企業(売上高減少額による方法)
(前年度又は前々年度と今年度を比較した1日当たり売上高の減少額)×4割×31日
(上限：1日当たり20万円、計：最大620万円)

なお、感染状況が落ち着くなどして要請期間が短縮された場合には、短縮後の日数に応じて協力金の支給額も変更

5 支給手続き

要請期間終了後に、速やかに受付開始

6 予算案

153.5億円程度(調整中)

【内訳】協力金：152億円程度(県補助10/10)、事務費：1.5億円程度
(参考)対象施設数 10,000施設程度(食品衛生法の営業許可件数より宮城県が積算)

※ 第4期要請分(令和2年3月25日から令和3年4月12日)の時短要請は、4月5日午前5時までで終了し、第4期要請分の協力金は、4月12日より受付を開始いたします。